

佐賀県警察機動捜査隊の運用に関する訓令

(昭和41年4月1日佐賀県警察本部訓令第6号)

◎ 概要

佐賀県一円における機動捜査活動及び急訴事件の初動捜査への運用に関し必要な事項を定めたもの。